

# **高知県内水面漁業調整規則（昭和 44 年高知県規則第 36 号）の全部改正について**

更新日 2014 年 5 月 13 日

## **1 公布・施行日**

平成 25 年 3 月 26 日

## **2 改正の概要**

高知県では、産卵期のます類を保護するため、高知県内水面漁業調整規則第 25 条において一部の河川を除き 10 月 1 日から翌年 2 月末日の間、ます類の採捕を禁止しています。

今回、冬季にます類を有効利用することで中山間地域の活性化に繋げるため、ます類の産卵に寄与していないことが確認された奈半利川及び吉野川の支流の一部区域において、周年に亘ります類が採捕できるよう同条を改正しました。

また、同条の仁淀川の一部支流におけるあゆの採捕禁止期間の開始時刻について、併せて改正しました。

なお、その他の所要の規定の見直しとして、上記と併せて規則を左横書き形式にする農林水産大臣の認可（平成 25 年 3 月 4 日付け農林水産省指令 24 水管第 1886 号 - 1）を受け、併せて改正しました。

## **3 関係法令、条項**

内水面漁業調整規則の改正については、漁業法第 65 条及び水産資源保護法第 4 条において、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならないこと、農林水産大臣の認可を受けなければならず規定されています。

また、今回の改正については、高知県行政手続条例第 3 条第 2 項第 3 号により同条例第 6 章の意見公募手続等は適用除外となります。

## **4 関連資料**

高知県内水面漁業調整規則 [PDF ファイル / 380KB]